

機 関 名 ・ 役 職 名	条例上の根拠
会 長	
日野市長	条例第三条第2項
委 員	
警視庁日野警察署長	条例第三条第5項第三号
東京消防庁日野消防署長	条例第三条第5項第六号
日野市消防団長	条例第三条第5項第七号
東京都南多摩西部建設事務所長	条例第三条第5項第二号
東京都南多摩保健所長	条例第三条第5項第二号
東京都八王子給水事務所長	条例第三条第5項第二号
陸上自衛隊第1施設大隊長	条例第三条第5項第八号
(社)日野市医師会長	条例第三条第5項第九号
東日本旅客鉄道(株)日野駅長	条例第三条第5項第九号
(株)NTT東日本ー東京オフィス営業部 第4エリア営業部門担当部長	条例第三条第5項第九号
東京電力(株)多摩支店八王子支社長	条例第三条第5項第九号
東京ガス(株)多摩支店長	条例第三条第5項第九号
京王電鉄(株)京王西管区長	条例第三条第5項第九号
学識経験者	条例第三条第5号第十一号
日野市副市長	条例第三条第5項第四号
日野市教育長	条例第三条第5項第五号
日野市立病院長	条例第三条第5項第四号
日野市総務部長	条例第三条第5項第四号
日野市まちづくり部長	条例第三条第5項第四号
日野市健康福祉部長	条例第三条第5項第四号